

高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金 新旧対照表

新	旧	備考
<p>高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的) 第2条 県は、人口減少及び高齢化の進展により、商業機能の低下が著しい中山間地域において、空き店舗等を活用して出店する事業者を市町村等と連携して支援することで、地域に不可欠な店舗の存続を図り、地域住民の生活環境の維持・向上につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(定義) 第3条 この要綱において用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。 (2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及びまちづくり事業の取組を進めるNPOをいう。 (3) 商店街等 次に掲げるものをいう。 ア 商店街振興組合の商店街地域 イ 相当数の小売商業が集積している地域 ウ 都市機能が相当数集積している地域</p>	<p>高知県中山間地域等創業支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域等創業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的) 第2条 県は、人口減少及び高齢化の進展により、商業機能の低下が著しい中山間地域等において、空き店舗を活用して出店する事業者を市町村等と連携して支援することで、地域に不可欠な店舗の存続を図り、地域住民の生活環境の維持・向上につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(定義) 第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。 (2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及びまちづくり事業の取組を進めるNPOをいう。 (3) 商店街等 次に掲げるものをいう。 ア 商店街振興組合を有する市町村にあっては、その商店街地域（旧村を除く。） イ 相当数の小売商業が集積している地域 ウ 都市機能が相当数集積している地域</p>	<p>名称変更</p> <p>文言修正</p> <p>文言削除及び追加</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

新	旧	備考
<p>エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地 オ 公共的な施設が集積している地域（市町村支所等がある地域）</p> <p>(4) 中山間地域 <u>次のいずれかに該当する地域をいう。</u></p> <p>ア <u>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域</u></p> <p>イ <u>山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域</u></p> <p>ウ <u>半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域</u></p> <p>エ <u>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域</u></p> <p>オ <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</u></p> <p>(5) 対象地域 中山間地域のうち、商店街等以外の地域をいう。</p> <p>(6) 空き店舗等 <u>以下のアからウまでに掲げる要件を全て満たすもの及び集落に活用できる空き店舗がないと対象地域の市町村が認めた場合の空き家をいう。</u></p> <p>ア 対象地域に立地する店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設であつたもので、<u>使用されなくなつてから3月以上その状態が継続しているもの。ただし、事業者の撤退により、地域住民の日常生活に直ちに影響が生じる事業（食品・燃料小売業など）については、この限りでない。</u></p> <p><u>なお、出店者が行う事業が飲食業である場合は、活用する空き店舗が元々周辺住民を主要客とする地域に密着した飲食店であつた</u></p>	<p>エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地 オ 公共的な施設が集積している地域（市町村支所等がある地域）</p> <p>(4) 中山間地域等 <u>高知市（旧鏡村及び旧土佐山村を除く。）及び四万十市（旧西土佐村を除く。）を除く地域をいう。</u></p> <p>(5) 対象地域 中山間地域等のうち、商店街等以外の地域をいう。</p> <p>(6) 空き店舗 <u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア 対象地域に立地する店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設であつて、<u>第9条の規定による補助金の交付の申請時点において、3月以上使用されていない状態が継続しているもの。ただし、出店者が行う事業が飲食業である場合は、活用する空き店舗が元々周辺住民を主要客とする地域に密着した飲食店であつた場合に限る。</u></p>	<p>文言修正 文言追加</p> <p>文言削除 文言修正</p> <p>文言修正</p>

新	旧	備考
<p>場合に限る。</p> <p>イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市町村が、補助対象とする必要があると認める場合であって、市町村長の<u>意見書</u>の添付があるものを除く。</p> <p>ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであって、1階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。</p> <p>(7) 出店者 新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人をいう。</p> <p>(8) 昼間営業 12時から13時までを<u>含み</u>、10時から16時までの間に3時間以上営業するものをいう。</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる<u>者</u>（以下「補助事業者」という。）は、<u>市町村等</u>とする。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる<u>事業</u>（以下「補助事業」という。）は、<u>補助事業者が、事業実施主体が行う対象地域への出店を支援するため、間接補助金を交付する事業であり、空き店舗等を活用して、市町村長が地域に不可欠と認める小売業、飲食業又はサービス業を行い、地域の商業機能の維持・発展に資するもの</u>とする。</p> <p>(事業実施主体)</p> <p>第6条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。</p>	<p>イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市町村が、補助対象とする必要があると認める場合であって、市町村長の<u>推薦書</u>の添付があるものを除く。</p> <p>ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであって、1階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。</p> <p>(7) 出店者 新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人をいう。</p> <p>(8) 昼間営業 12時から13時までを<u>含む</u>、10時から16時までの間の3時間以上営業するものをいう。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる<u>事業</u>（以下「補助事業」という。）は、<u>中山間地域等の空き店舗を活用して、市町村長が地域に不可欠と認める小売業、飲食業又はサービス業を行う事業で、地域の商業機能の維持・発展に資する事業</u>とする。</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる<u>者</u>（以下「補助事業者」という。）は、<u>市町村等</u>とする。</p> <p>(事業実施主体)</p> <p>第6条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正 第5条と変更</p> <p>文言修正 第4条と変更</p>

新	旧	備考
<p>(1) 空き店舗等を活用して、小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの</p> <p>イ 店舗所有者と事業実施主体とが、同居の親族、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの</p> <p>ウ 国税、県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの</p> <p>エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの</p> <p>オ 出店計画について、県が実施する経営指導を受け入れるもの</p> <p>カ 出店計画の策定及び出店後において、市町村等、商工会、商工会議所等の支援を受けるもの</p> <p><u>キ 昼間営業を行うもの</u></p> <p><u>ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと</u></p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの</p>	<p>(1) 対象地域の空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの</p> <p>イ 店舗所有者と事業実施主体とが、同居の親族、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの</p> <p>ウ 国税、県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの</p> <p>エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの</p> <p>オ 出店計画について、県が実施する経営指導を受け入れるもの</p> <p>カ 出店計画の策定及び出店後において、市町村等、商工会、商工会議所等の支援を受けるもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの</p> <p>(補助対象業種)</p> <p>第7条 補助対象業種は、小売業、飲食業又はサービス業であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 昼間営業をするものであること。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第</p>	<p>文言追加</p> <p>文言追加</p> <p>第6条に整理</p>

新	旧	備考
<p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額) 第7条 《略》</p> <p>(補助金の交付の申請) 第8条 《略》</p> <p>(補助金の交付の決定) 第9条 《略》</p> <p>(補助事業の着手) 第10条 《略》</p> <p>(補助金の変更の申請) 第11条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>補助金額を変更しようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事に変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）</p>	<p>5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものではないこと。</p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額) 第8条 《略》</p> <p>(補助金の交付の申請) 第9条 《略》</p> <p>(補助金の交付の決定) 第10条 《略》</p> <p>(補助事業の着手) 第11条 《略》</p> <p>(補助金の変更の申請) 第12条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第2号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>補助金額等の変更（補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。）</u></p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事に変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）</p>	<p></p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

新	旧	備考
<p>2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めるときは、当該補助事業者^に通知するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。</p> <p>(補助事業の中止又は廃止)</p> <p>第12条 《略》</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第13条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業により取得した規則第19条第1項に規定される財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入が生じた場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p>	<p>2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めるときは、当該補助事業者^に通知するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付す<u>る</u>ことができる。</p> <p>(補助事業の中止又は廃止)</p> <p>第13条 《略》</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第14条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業により取得した規則第19条第1項に規定される財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入が生じた場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p>	<p></p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p>

新	旧	備考
<p>(5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(6) <u>補助事業により取得した取得財産等について、別記第5号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。</u></p> <p><u>(7) 当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項の補助実績報告書に別記第6号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(8) 補助事業の実施に当たっては、第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方及び事業実施主体としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</u></p> <p>2 知事は、前項第3号の規定により財産の処分を承認しようとするときは、対応した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 補助事業者が第6条に規定する事業実施主体に<u>間接</u>補助金を交付する場合においても、第1項各号及び<u>前項</u>と同様の条件を付さなければならない。</p> <p>(状況報告及び調査) 第<u>14</u>条 《略》</p> <p>(補助事業の完了日) 第<u>15</u>条 《略》</p> <p>(実績報告等)</p>	<p>(5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(6) <u>補助事業の実施に当たっては、第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</u></p> <p>2 知事は、前項第3号の規定により財産の処分を承認しようとするときは、対応した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 補助事業者が第6条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、第1項各号及び<u>第2項</u>と同様の条件を付さなければならない。</p> <p>(状況報告及び調査) 第15条 《略》</p> <p>(補助事業の完了日) 第16条 《略》</p> <p>(実績報告等)</p>	<p>文言追加</p> <p>文言追加 文言修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p>

新	旧	備考
<p>第16条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。</p>	<p>第17条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。</p> <p>2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村等の補助金交付決定通知の写し (2) 市町村等の補助金検査調書の写し (3) 事業実施の結果を確認することができる写真及び書類等 (4) 事業実施に係る経費の内訳が分かるものの写し (5) 事業実施に係る経費の領収書の写し 	<p>番号修正</p> <p>文言削除</p>
<p>(補助金額の確定)</p>	<p>(補助金額の確定)</p>	
<p>第17条 《略》</p>	<p>第18条 《略》</p>	<p>番号修正</p>
<p>(補助金の支払)</p>	<p>(補助金の支払)</p>	
<p>第18条 《略》</p>	<p>第19条 《略》</p>	<p>番号修正</p>
<p>(補助金の交付の決定と取消し等)</p>	<p>(補助金の交付の決定と取消し等)</p>	
<p>第19条 《略》</p>	<p>第20条 《略》</p>	<p>番号修正</p>
<p>(情報の開示)</p>	<p>(情報の開示)</p>	
<p>第20条 《略》</p>	<p>第21条 《略》</p>	<p>番号修正</p>
<p>(グリーン購入)</p>	<p>(グリーン購入)</p>	
<p>第21条 《略》</p>	<p>第22条 《略》</p>	<p>番号修正</p>

新	旧	備考
<p>(委任) 第22条 《略》</p> <p>附則 (施行期日) 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(失効期限等) 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条、第13条、第14条、第19条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(委任) 第23条 《略》</p> <p>附則 (施行期日) 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(失効期限等) 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条、第14条、第15条、第20条及び第21条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>番号修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言追加</p>

新				旧				備考
(第8条関係)				別表(第8条関係)				
補助事業者	事業実施主体	補助対象経費※	補助率・補助限度額	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費※	補助率・補助限度額	
市町村等	出店者 又は商工団体等 (第6条の要件を満たすもの)	<u>事業実施主体が支出する以下の経費</u> ア <u>店舗改装費</u> 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。 (建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。) イ <u>事業に必要な設備及び備品購入費</u> <u>(注1) 店舗内で10万円以上の使用されるものが対象とする。</u> ウ <u>家賃は最大6ヶ月分とし、交付決定の翌月から当該年度の期間内とする。</u>	【補助率】 補助対象経費の4分の1以内 【補助限度額】 <u>120万円/空き店舗等</u> 1件当たり 市町村等の要綱で定められた補助率が2分の1以上(県補助分を含む。)であり、かつ市町村等の負担額が県補助額と同額以上であることを条件とする。	市町村等	出店者 又は商工団体等 (第6条の要件を満たすもの)	店舗改装費 ア 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。 (建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。) イ <u>設備及び備品は原則として補助対象外とする。ただし、改装に密着不可欠なものはこの限りでない。</u> ウ <u>空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は補助対象外とする。</u>	【補助率】 補助対象経費の4分の1以内 【補助限度額】 50万円/空き店舗1件当たり 市町村等の要綱で定められた補助率が2分の1以上(県補助分を含む。)であり、かつ市町村等の負担額が県補助額と同額以上であることを条件とする。	対象経費の追加及び補助限度額の修正 文言追加
<u>(注1) 店舗内で10万円以上の使用されるものが対象とする。</u> ※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。				※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。				文言追加

